

## 「奈良県立大学附属高等学校奨学給付金」(家計急変)の申請について

○保護者等の失職など予期せぬ事象により、収入が大幅に減少するなどの**家計急変**があった世帯に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、**中所得以下の世帯を対象に支給**します。(返還の必要はありません)

### 1 対象世帯

**基準日(※)現在の状況が次の要件すべてに該当すること**

※7月1日以前の場合は7月1日、7月2日以後の場合は申請のあった日の翌月(申請日が月の初日の場合は、その月)の1日。

#### (1) 保護者等が奈良県内に住所を有していること

※保護者等が奈良県外に住所を有している場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

#### (2) 生徒が奈良県立大学附属高等学校に在学していること

#### (3) 生徒が次のいずれかに該当する者であること

|                                                             |                            |       |            |
|-------------------------------------------------------------|----------------------------|-------|------------|
| ① 日本国籍を有する者                                                 | ② 特別永住者                    | ③ 永住者 | ④ 日本人の配偶者等 |
| ⑤ 永住者の配偶者等                                                  | ⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 |       |            |
| ⑦ 家族滞在のうち、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者 |                            |       |            |

※就学支援金新制度の対象外となる外国籍の生徒(令和8年度新入生である留学生を除く)は、住民税非課税相当の世帯のみ対象

※児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。以下同じ。)が措置されている場合は対象外。

#### (4) 家計が急変し、保護者等全員が以下のいずれかの世帯区分に相当すると認められる世帯

##### ① 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)

※世帯年収の目安：270万円未満

##### ② 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が105,500円未満(①以外)

※世帯年収の目安：270万円～380万円

##### ③ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が182,500円未満(①②以外)

※世帯年収の目安：380万円～490万円

※保護者等の一方、または双方が海外赴任等で奈良県内に住所を有しておらず、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できない場合は、支給の対象になりません。

※要件を満たす課税世帯に相当する場合の年収見込み額については、個別にご相談ください。

※7月1日時点で生活保護を受給している世帯又は本年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算が(4)①～③に該当する世帯は、通常分の奨学給付金の方をご活用ください。

## 2 必要書類

### (1) 公立大学法人奈良県立大学附属高等学校奨学給付金申請書【家計急変用】

- ・申請日現在の状況等について「申請書記入例【家計急変用】」を参考に記入してください。

### (2) 公立大学法人奈良県立大学附属高等学校奨学給付金口座振替申出書

- ・申請書記載の申請者名義の口座を記入してください。
- ・銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人が確認できる通帳のコピー等を添付してください。

### (3) 申請理由書

- ・家計急変が発生した理由を詳しく記入してください。

### (4) 家計急変の発生事由を証明する書類

- ・離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、診断書、申請理由書など  
家計急変の事由や時期がわかる書類を提出してください。
- ※定年退職など任期の定めのある退職は、家計急変世帯の給付対象ではありません。

### (5) 家計急変後の収入を証明する書類      家計が急変した保護者等分

下記の書類をもとに、家計急変発生後1年間の年収見込額を推計し、判断します。

#### 会社員等

家計急変後から3か月分以上の給与明細書または給与支払(見込)証明書

例1：会社作成の給与明細書3か月分以上

例2：直近の給与明細書2か月分＋給与支払(見込)証明書1か月分

#### 自営業等

家計急変後1年間の年間収支見込計算書 および 経費の内訳や売上等が確認できる書類

例：家計急変発生月の売上台帳と経費の内訳のわかる書類、残高試算表、税理士または公認会計士の作成した書類

### (6) 家計急変前の収入を証明する書類      保護者等全員分

- ・令和8年度(令和7年分)の課税証明書
- ※保護者等全員分、扶養親族の記載が省略されていないもの

### (7) 生徒の「本籍地」または「国籍・在留資格・在留期間」を確認できる書類

※住民票(個人番号が記載されていないもの)、特別永住者証明書または在留カードの写し

### (8) 日本の小学校及び中学校を卒業したことを確認できる書類      家族滞在者の場合

※日本の小学校及び中学校の卒業証書の写しまたは卒業証明書

※状況に応じ、追加書類の提出をお願いすることがあります。

※申請日から基準日まで申請状況に変更が生じた場合は直ちに申し出てください。

### 3 家計急変の事由

以下の要件のうち、いずれかに当てはまること。

(1) 保護者等の一方(または双方)が死亡

(2) 保護者等の一方(または双方)が事故または病気により、就労が困難

(3) 保護者等の一方(または双方)が失職

※雇用保険被保険者離職票(又は雇用保険受給資格者証)において、下記の理由にあてはまる場合、対象となります。

|    |                                      |
|----|--------------------------------------|
| 1A | 解雇(1B及び5Eに該当するものを除く。)                |
| 1B | 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇 |
| 2A | 特定雇止めによる離職(雇用期間3年以上雇止め通知あり)          |
| 2B | 特定雇止めによる離職(雇用期間3年未満等更新明示あり)          |
| 2C | 特定理由の契約期間満了による離職(雇用期間3年未満等更新明示なし)    |
| 3A | 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職          |
| 3B | 事業所移転に伴う正当理由のある自己都合退職                |
| 3C | 正当な理由のある自己都合退職(3A、3B又は3Dに該当するものを除く。) |
| 3D | 特定の正当な理由のある自己都合退職                    |

(参考)5E：被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇

(4) 被災等により、就労困難など世帯収入を激減させる事由が発生

(5) その他、予期せぬ事象(離婚等)により収入が「1 対象世帯」(4)①～③に記載のいずれかの世帯区分に相当するまで激減

## 4 給付額

家計急変を申請した日により給付額が異なります。

### (1) 7月1日以前に家計急変が発生し期日までに申請した場合

世帯区分に応じ、次の年額を支給します。

| 相当する世帯区分<br>(保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額) | 支給額(年額)  |
|------------------------------------------|----------|
| ①非課税(0円)である世帯                            | 143,700円 |
| ②105,500円未満である世帯(①以外) ※                  | 47,900円  |
| ③182,500円未満である世帯(①②以外) ※                 | 35,930円  |

### (2) 7月2日以降に家計急変が発生し期日までに申請した場合

○申請日が月の初日の場合は、申請した月から算定した額を支給します。

＜算定例＞

8月1日に申請した場合

143,700円(年額)×8か月(8月～3月)÷12か月(年)=95,800円

○申請日が月の初日以外の場合は、申請した月の翌月から算定した額を支給します。

＜算定例＞

12月20日に申請した場合

143,700円(年額)×3か月(1月～3月)÷12か月(年)=35,925円

## 5 申請期日

奈良県立大学附属高等学校が指定する期日までに提出してください。

## 6 支給日

審査が終了したものから順次支給します。

※兄弟姉妹が同時期に申請した場合でも、同時期に支給されるとは限りません。

## 7 提出先・問合せ先

◇奈良県立大学附属高等学校

(〒630-8044 奈良市六条西3丁目24番1号 TEL: 0742-81-4430)

◇奈良県 地域創造部こども・女性局 教育振興課

(〒630-8501 奈良市登大路町30 TEL: 0742-27-8347)